

### 3 消費生活相談事例集

報道機関（新聞紙面欄）掲載提供資料

掲載日	タイトル	頁
4月14日	広告勧誘に気をつけて	27
4月28日	貴金属等の買い取りサービスに関するトラブル	28
5月12日	ギャンブルに必勝法はありません	29
5月26日	情報サイトトラブルに気をつけて	30
6月9日	被災者支援のため！？東日本大震災に便乗した勧誘にご注意	31
6月30日	世の中に簡単に儲かる話はありません「劇場型」手口	32
7月14日	クーポン共同購入サイトの落とし穴	33
7月28日	インターネットショッピングの落とし穴	34
8月11日	ワンクリック請求にご注意	35
8月25日	子どもたちも巻き込まれるアダルトサイトからの請求	36
9月8日	海外からの高額賞金当選通知	37
9月22日	捨てないで！期限が切れた配置薬	38
10月6日	狙われる高齢者への手口（被害回復型手口にご注意）	39
10月20日	迷惑な投資用マンション勧誘の対策は？	40
11月3日	アポイントメント商法に気をつけて！ （高価な美顔器の勧誘）	41
11月17日	簡単に儲かる！甘い勧誘の言葉にご注意ください。 （友人を通じてのマルチ商法）	42
12月1日	クレジットカードの現金化はやめましょう。	43
12月22日	悪質な出会い系サイト業者にご注意ください	44
1月5日	テレビショッピングとクーリングオフ	45
1月19日	投資をめぐるトラブル	46
2月16日	副業を装う出会い系サイト	47
3月1日	火災保険等で雪害の修理が出来るって本当？	48
3月22日	資格商法の二次被害	49

電話勧誘による売買契約



突然、自宅に電話があり、「母校を応援する」といふ新聞広告欄にあなたの名前を載せませんか」と勧められた。高額だからと何度断っても承諾してくれず困っているときいきなり「以前、約束したから掲載準備ができていたのに今更断れない」と怒鳴り始めた。「約束した覚えがない」というと「証拠がある」といって、電話を切ってもらえないので仕方なく承諾した。2日後、原稿の確認書と振込用紙が送られてきた。やはり約束した覚えがないし、高額なので解約したい。

(70歳代 女性)

電話勧誘による売買契約または役務提供契約は特定商取引法の電話勧誘

クーリングオフの対象

販売に該当し、書面を受領した日から8日間はクーリングオフ（一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度）をすることができます。

特定商取引に関する法律の改正（平成21年12月1日施行）により、これまでの指定商品・指定役務制が廃止され、原則すべての商品・役務が規制対象となりました。今回の相談は書面を受け取った日なので、すぐにクーリングオフの手続きを済ませ、解約することができました。

ただし、化粧品・健康食品等の消耗品で使用したもの、葬儀・現金取引でその総額が3000円未満の場合、乗用自動車等の契約などはクーリングオフの対象外となります。

一度契約しただけなのに次々に請求されたり、威圧的な態度で勧誘され契約させられたり、契約を断ると怒鳴られ怖くて契約したときなどは、8日間を過ぎていても、一度消費生活相談までご相談ください。

問い合わせは、長浜市環境保全課 電話0749(65) 656711へ。

## 古物買い取りトラブル



「不要の指輪や着物があれば買い取ります」と言っ  
て業者が訪ねて来た。物入りだったので、記念硬貨とネックレスを見てもらった。鑑定士だと言つ男に「2つで1万円」と言われた。安いのでちゅうちよしたが、強引にお金を渡され、断れなかつた。

(60歳 女性)

最近、消費者の家を訪問して貴金属や着物を買  
い取る業者とのトラブルが増えています。

事例の他にも「夜、ドアを開けるまで、ドンド  
ンたたかれたや」「断つたのに居直られ、強引に売却を迫られた」「物を返してほしいが連絡先が不明」といづようなケースもあります。

このように消費者が業者  
に物品を売却する場合

## 業者確認し、よく考え契約を

は、クーリングオフ（無  
条件で契約をやめられる  
制度）の適用が難しいと  
思われます。また、業者  
の名称や連絡先を書いた  
契約書や領収書が渡され  
ないケースが多く、問題  
があつても、後から相手  
に連絡を取ることができ  
ません。

トラブルを避けるため  
には、売却するつもりが  
ないのなら、早い時点で  
はつきりと断ることが必  
要です。また、買い取つ  
てもらつ場合は、本当に  
売却してもよい物なのか  
どうか、よく考え、から  
契約をしましょう。

古物営業法により、訪  
問して古物を買取ると  
めには「古物商許可証」  
「古物行商従業者証」の  
携行が必要です。契約を  
する場合には、これらの  
提示を求め、契約の相手  
を確認することも大切に  
す。

問い合わせは、東近江  
市消費生活センター☎電  
0748(24)5659  
☎へ。

古物 一度使用された  
物品。もしくは使用され  
ない物品で使用のために  
取引されたもの。または  
これらの物品に幾分の手  
入れをしたものをいう。

### パチンコ・競馬必勝法



長引く不況に事業の先行き不安や、減った収入補填の必要から副業を探すが増えています。その副業として言葉巧みにパチンコや競馬の必勝法の勧誘を受け、高額被害に遭うケースが目につきます。

【事例】事業の先行きに不安を感じていたところ、副業勧誘のダイレクターメールが届いた。素人が作ったパチンコ必勝法の精度を試す仕事で、元手は一切かからずパチンコ収益はもらえるとこ

### 取り戻すために深みに

もの。申し込んだが、そり返し、気が付くと借金の仕事はすでに他の人にしてまで総額800万円決まっていた。代わりに業者が作った必勝法を試す仕事ならあった。プロが作った必勝法なので絶対多額の利益があり、利益は業者と折半するので保証金50万円を預かるという。パチンコ台で教えられた通り操作しようとしたが、とても複雑で操作できず損をした。業者に苦情を言ったら、もっと簡単な操作で絶対勝てる必勝法があり、利益の6割が収入になるので追加保証金50万円が必要といわれた。

保証金を払い、操作したがこれも操作できず、また損をした。業者にさらにもっと簡単操作で高額の利益になる必勝法を教えてもらうために、保証金75万円を追加した。しかしこれも当たらず、預けた保証金を取り返したい一心でさらに繰

このような業者は詐欺のようなもので、いったん払ったお金を取り戻すのは非常に困難です。最初からこのような話には乗らないよう、十分に気をつけましょう。問い合わせは、県消費生活センター＝電0749(23)0999＝へ。

2011年5月12日 中日新聞「ハッピーライフ」欄掲載

### 通信費稼ぐサイト業者



20代の女性が携帯電話でインターネットにつながり、内職紹介サイトを探して、登録しました。すると男性からメールが入り「自分の祖母とメールでお話をするだけでよい、謝礼をする。メールの通信費は自分が負担する」という約束だった。ので、女性は安易に考え、メールのやりとりを始めました。

通常、サイト業者を通じて相手のメールを開いたり、メールを返信したりする場合には通信費と称して個々に費用がかかります。毎日約100通以上のメールが届き、返信しましたが、男性が通信費を支払わないという理由で、サイト業者は女性に支払いを強要するメールを執拗(じつよう)に送りつけました。

メールの返信は1回、何十円のオーダーでも毎日100通以上のメール

### メール通信で50万円の負債

をやりとりすると何万円にもなりました。女性は困惑し、仕方なくクレジットカードで払い続け約50万円の負債が残りました。

もちろん、この男性の話自体が架空で、サイト業者の言葉巧みな作り話にだまされて、女性はメールを止められなかったのです。通信費を稼ぐサイト業者の手口でした。

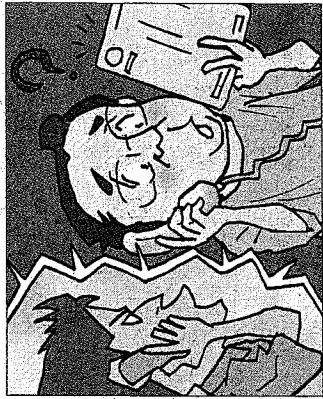
第三者から見ればなぜと思う人も多いと思います。顔も見えない相手と簡単にメールのやりとりをする、そしてサイト業者に言われるままに通信費をクレジットカードで支払ってしまう。モノの代わりに情報をやりとりする仮想のような世界です。

考えていただきたいのです。そのお話は本当ですか。なぜあなたが支払うのですか、支払う理由がありますか。

消費者基本法では消費者に必要な知識を習得し、自主的かつ合理的に行動するよう努めることを求めています。消費者情報にアンテナを張り巡らし、インターネット時代をたくましく生き抜いていただきたいものです。

問い合わせは、県消費生活センター＝電0749(23)0999＝へ。

## 大震災被災者支援かたる



東日本大震災に便乗し、被災者支援をかたる勧誘にご注意ください。

【事例】見知らぬ業者から黄色い封筒が届いていませんか。届いたら保管しておいてほしい」と電話があった。数日後黄色い封筒が届いたので中を確認すると、電話の業者とは別業者が運営する温泉付き有料老人ホームのパンフレットと利用権申込書だった。後日、電話をかけた業者から再度「封筒は届いていませんか」と連絡があったので、届いたことを伝えようと、パンフレットは限られた人にしか送られていない。1口20万円の利用権を35万円で買い取る。被災地で家を失った高齢者の為に必要なので、何口か購入してほしい。我々も購入したいが法人は購入できない」と

## 見知らぬ相手の勧誘は断ろう

勧められて12口購入した。しかし何かと理由をつけて買い取りしてもらえない。(60代 男性)

このように商品や権利の勧誘の後に、別の業者からその商品や権利を高値で買い取るので代わりに購入してほしい、などといった勧誘する手口は「劇場型」と呼ばれるもので、実際に買い取りされたという事例は確認されていません。

このような劇場型は以前まで未公開株や社債でもつかるといった勧誘が主な手口でしたが、困っている人を助けようという人々の善意につけこむ手口へと変わってきています。封筒の中身は、有料老人ホームの他にも震災に乗じた新たな手口が考えられます。

見知らぬ相手からの勧誘を受けても、契約を急がずに不審だと思ったらきっぱり断りましょう。いったん契約すると業者からお金を取り戻すのは非常に困難なので、信用できる業者かどうか冷静に考え、周囲の人に相談するか、センターに相談しましょう。

問い合わせは、滋賀県消費生活センター☎電0749(23)0999☎へ。

ハッピーライフ

### 「劇場型」手口



自宅に証券会社の社員  
だと名乗る男性から電話  
があった。

「当社は外国のお金を  
扱う会社です。スーダン  
の通貨・スーダンポンド  
を持っていますか。当  
社が2倍で買い取りま  
す」と言う。不審だなど  
思いながら電話を切っ  
た。その後また、別の証  
券会社の社員と名乗る男  
性からも同じ内容の電話  
があった。

それから4、5日して  
A社から自宅に立派なパ  
ンフレットが送られて来  
た。  
スーダンという国の紹

### 電話勧誘 すぐに応じないで

介とスーダンポンドの「購入」と心が動くもので  
入申込書だった。すぐにす。その後、立派に印刷  
A社から電話があり「スされたパンフレットが送  
ーダンには石油が埋蔵さ  
られて来た時にはすつか  
れています。これから経  
りおいしい話だと思ひ込  
済発展する国です」「ス  
まされて契約してしま  
ーダンの通貨、ポンドは  
ます。このように複数の  
今後価値が上がります。  
業者が登壇して、うまい  
誰でも買えるわけではな  
話をもちかけ契約させる  
いのです。選ばれた方し  
ものを「劇場型」のだま  
か購入できません」と説  
しの手口と言います。

最近、この「劇場型」  
レットが届いたし、その  
の手口の被害が増えてい  
前に業者から2件も電話  
ます。2倍で買い取りさ  
もあった、2倍で買い取  
れることはまずありませ  
るとの話は本当なのだ  
信じてしまい、200万  
ドは日本の銀行で取り扱  
円分のスーダンポンドを  
いはなく、国内で日本円  
申し込み、代金を振り込  
にすることは極めて難し  
んだ。しかし、その後ど  
く、このような被害に遭  
こも買い取ってくれなか  
うと回復は困難です。  
った。(60歳代 女性)  
世の中に簡単にもつか  
ひとつの業者から「2  
る話はありません。電話  
倍で買い取る」「通貨の  
での勧誘などにはすぐに  
価値が上がる」などと勧  
応じないで、心配なとき  
誘され、不審だと思っ  
は相談窓口にご相談くだ  
ても、また別の業者から  
さい。  
同じ内容の電話勧誘があ  
問い合わせは、近江八  
ると、「あれっ、また同  
幡市消費生活センター」  
じ電話がかかってきた、  
電0748(36)556  
この話は本当かもしれな  
6へ。

## クーポン共同購入でトラブル

「クーポン共同購入サイトで購入したクーポン券をもって店舗に行ったところ、閉店しており、使えなかった」  
 (40歳 女性)

クーポン共同購入とは、店舗がインターネット上に広告を載せ、一定数人が集まれば50%OFFや80%OFFなどの割引クーポン券をサイトが発行します。そしてクーポン券を購入した人が、その商品・サービスを購入するといったものです。

普段は手が届かない高級な商品や店舗などが格安で利用できるなど魅力ですが、あらかじめ設定される販売時間帯に制限があり、その時間制限は短いケースに、その間に最低販売数に到達しなければ取引は不成立となるため、中には最低販売数に到達するようにツイッターやフェイスブックなどを使って販売数をおおる



## 大きなリスクを負う可能性

もろなこともあると言われています。

事業者側にとっては「広告宣伝費」として多数の消費者に宣伝できる効果がありますが、消費者にとってはいったんトラブルになった際にはサービスが受けられないなど、大きなリスクを負う可能性が考えられます。

購入する場合には、クーポンサイトの利用規約等を確認するなどしましょう。広告表示に返品制度についての記載がない場合は、商品等を受け取った日から8日を経過するまでの間は契約を解除できません。(送料は自己負担)

事例は、大幅な価格引き下げをもって消費者を引き付けているだけに、事業者側が赤字覚悟で販売し倒産した可能性があります。クーポンサイト側が「お客様の都合による返金はできません」と書いてあっても、価格設定に問題がある場合や、表示内容と全く違う場合なども考えられ、個々の内容によっては返金を受けられる可能性もありますので、トラブルに巻き込まれたらまずは消費生活センターに相談しましょう。

問い合わせは、滋賀県消費生活センター 電話 0749(23)0999へ。



## 航空券格安チケット



インターネットで見つけた格安チケット販売業者に海外への航空券の手配を依頼した。事業者に代金を振り込んだが、予定の期日になってもチケットが届かない。連絡も取れない。

(30代 女性)

事例の場合、価格が安いということで、販売業者を選んでいますが、この業者は旅行業に該当する業務を行っているにもかかわらず、旅行業の登録をしていませんでし

## トラブルも考え業者選びを

た。よって、旅行業法に基づき保証金制度による救済は受けられないことになりす。

価格が安いからということだけで安易に業者を決めず、トラブルになった場合にどのような対応になるかも知ったうえで購入しましょう。

⑤商品が届いたらすぐ相手の見えないネットショッピングでのトラブルを避けるための、お店選びのポイント。

①店の責任者氏名・住所・電話番号、返品に関する事項、配達中の損壊への対応などが表示されているか確認しましょう。

②支払い方法が、前払いだけでなく、カード払い、代金引換など複数用意されている店を選びましょう。

③クレジットカード番号や暗証番号を入力する画面では、通信がSSL

により暗号化され、個人情報取り扱いがしっかりしている店を選びましょう。

④注文した内容、業者からのメールや確認画面は必ず保存しておきましょう。

⑥前金払いはしないようにしましょう。

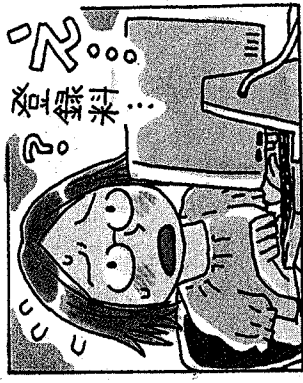
最後に、カタログやインターネット等で商品を確認した上で契約する通信販売においては、クーリングオフ制度はありませんのでご注意ください。

何か困ったことがあれば、気軽に消費生活センターまでご相談ください。問い合わせは、滋賀県消費生活センターへ。

0749(23)0999

出会い系サイトでトラブル

カゴトツ



携帯電話に知らない人からメールがあった。何かと思い、本文にあるURL(インターネットの住所)をクリックしたところ、出会い系サイトに繋がった。年齢を入力したら登録完了となり、『登録料を支払うように、支払わない時は調査する』と書かれている。利用規約を見ると有料であると書かれている。どうしようかと悩んでいたから、料金を支払うようにというメールが次々と届くようになった。今日中に支払えば、半額でよいと書かれている。どうしたらよいか。

(40代 女性)

知らない人からのメールにあるURLをクリックしたり、アダルトサイトやゲームサイトをみていたところ、いつの間にか登録されて、料金を請求されたという相談がよくあります。あわてて利用規約を見ると有料と書

不審なメールは注意を

かれておったり、登録を取り消すため退会手続きに進むと、料金を支払わないと退会できないと言われることもあります。電子消費者契約法では、消費者が申し込みを行う前にその申し込み内容を確認できるなどの措置がとられていない場合、操作ミスによる契約として、その契約は無効の主張ができます。

相談のケースでは、年齢を入力する際、有料の表示や登録について確認画面はなかったというところで、請求は無視して連絡もしないようになりました。請求について問い合わせをする時、住所等の個人情報を書かれたり、さらに不当な料金を請求されるおそれがあります。

このようなトラブルを避けるため、知らない人からのメールにあるURLにはアクセスしないようにしましょう。また、あやしいサイトには近づかないようにし、登録等をする際は、表示をよく読むようにしましょう。よくわからない料金請求を受けた時は、あわてて連絡せず、お近くの消費生活相談窓口等に相談してください。

問い合わせは、米原市消費生活相談窓口＝電話0749(52)8088へ。



子どもとサイトのトラブル

《事例1》親の留守中に、子どもが一人でパソコンのスポーツサイトを見ていたところ、「はい」「いいえ」の画面となりクリックをしたら「登録完了」となった。請求画面も消えずどうしたらよいか。

(当事者 小学生)

《事例2》携帯でアニメの動画をダウンロードするのに年齢を偽って20歳以上をクリックした途端「登録完了」になり、9万9800円を請求された。払わなければ携帯会社に個人情報を開示請求し法的に手続きをする必要があると書かれている。

(当事者 中学生)

子どもたちがパソコンや携帯電話から、意図せずアダルトサイトにつながり高額請求を受けるトラブルが増えています。パソコンの場合、請求画面を閉じても繰り返し表示されたり、再起動しても請求画面が現れたりすることがあります。

パソコンの使い方、話し合って

また、IPアドレスや携帯電話の個人識別番号などを画面上に表示することにより、個人情報がすぐに分かると思わせたりして、消費者を不安にさせます。

民法では保護者の同意のない未成年者の契約は取り消せることになっています。でも、画面上で年齢を問われ、子どもが「20歳以上」と答えてしまうと成人による契約だと主張されるおそれがあります。安易に「はい」「ENTER」などをクリックしたり、プログラムのダウンロードなどを行ったりしないことが大切です。トラブルにあった場合、家族に相談できるよう日頃からコミュニケーションを図り、パソコンや携帯電話の使い方などを家族で話し合いましょう。

また、ウイルス対策ソフトなどは常に最新の状態に保ち、有害サイトをブロックするソフトを入れることも考えてください。

お金を振り込んだり、相手に電話やメールで連絡をすると個人情報を教えることとなります。その前に消費生活相談窓口にご相談ください。

問い合わせは、滋賀県消費生活センター☎電話0749(23)0999 ☎へ。

## 海外から高額賞金当選通知

海外からEメールが届いた。開封してみると「賞金支払い手続き準備完了」と記されていて、賞金当選者として3億円を受け取れるようであり、受け取るための費用として3000円の支払いが必要とのことだ。申し込んだ覚えはないが、賞金が高額なので期待してしまっ。信用しても大丈夫か。

(男性 70歳代)  
申し込んだ覚えがないのに、海外から高額賞金の当選通知が送られてきたという相談が多数寄せられています。

届いた書面には、あなたも懸賞や宝くじに当選して、高額な賞金を受け取れるかのように書かれています。そもそも応募していないのに当選するということはありません。



## 安易な支払いはトラブルのもと

注意して文面を読むと、実際に当選しているわけではないことがわかります。懸賞や宝くじの申し込みをきせ、金銭やクレジットカード情報を送らせることが目的と思われる。

費用は少額だから安易にお金を払わないことが大切です。費用の支払い方法をクレジットカード払いにすると、何度も引き落とされるトラブルに巻き込まれる恐れがありますので、安易にカード番号を教えるはいけません。また、業者の所在地は海外になっているため、トラブルになった場合に連絡をとることが難しくなります。

いったんお金を払って「お金を出す客」として複数の業者から大量のダイレクトメール(DM)が届くようになります。勧誘のDMを止める有効な方法はありません。無視することが最善の防止策になりますので、「当選した」「賞金がもらえる」等の誘い文句に惑わされないようご注意ください。

問い合わせは、高島市役所生活相談課☎074-0(25)81251へ。

## 配置薬のトラブル



3年前、「配置薬を置かせてほしい」と業者が訪問してきた。必要ないと断ったが、「使用しなければお金はかからない」と強引に置いていった。その後、業者は廃業し訪問しなくなったので、子どもが誤飲したら困ると思い、使用期限が切れた薬を処分した。ところが業務を引き継いだという業者が突然訪問し、処分した薬の代金を請求された。支払わなければならないか。

(40歳代 女性)

配置薬は、事業者が各家庭に薬を預けて定期的に訪問し、使った分の代金を受け取り、薬を補充するという形態で、昔か

## 必要なければ毅然と断る

ら広く利用されていま  
す。  
消費者は業者の薬を預  
かっていることになり、  
薬や薬箱を保管する義務  
があります。配置薬の代  
金請求権が時効によつて  
消滅するのは、薬を使用  
した時から2年です。薬  
を使う際、いつ使用した  
か記録に残しておくによ  
いでしょう。

また、薬の使用期限が  
切れた場合は、勝手に処  
分せず、業者に連絡し引  
き取ってもらいましょう。

訪問販売などを規制す  
る特定商取引法が改正さ  
れ、配置薬もクーリング  
オフできるようになりま  
した。しかし、使用した  
分についてはクーリング  
オフできません。

必要がなければ、業者  
が訪問してきた時に毅然  
(きぜん)ときっぱり断  
ることが大切です。断つ  
ているのに帰らず、強引  
に契約させられた場合等  
は消費生活センターにご  
相談ください。問い合わ  
せは、滋賀県消費生活セ  
ンター＝電0749  
(23) 0999＝へ。



### 不良債権の買い取り

自宅に投資顧問会社を名乗る男性から「手持ちの債権を買い取る」と電話があった。過去に購入した未公開株や社債などを買い取ってもらおうと申し込みをした。買い取り条件として、環境関係の会社の株券1株(15万円)を購入することを求められた。手持ちの不良債権分の金額4社分170万円分を買い取ってもらえるならと思い、指定された口座に15万円の振り込みをした。ところが、次の日に投資顧問会社から電話があり「買い取り条件の株券1株購入は既に終了していて、現在1株購入が条件である」と言われた。「どこも追加4株分のお金はない」と言つて、「3株分は会社が立て替えるので買い取りしたあとのお金で支払えば良い。あと1株分、15万円をなんとかしてほしい」と言われた。仕方なく15万円を用意して振り込みをした。

### 「被害回復型」手口に注意

後日、なぜか私名義の株券2口と別人名義の株券3口が送られてきた。過去に購入した不良債権を買い取ってもらえるのか心配になってきた。

(70代・男性)

投資顧問業は金融商品取引法により登録が必要です。しかし、この業者の登録はありませんでした。しかも「手持ちの債権を買い取る」という業務は行わないことを伝えたら、相談者は、お金を取り戻したいとの意向を示したため、書面でその旨通知すること、警察に被害届を出すよう助言しました。相談窓口からも業者へ返金するよう伝えたら、「解約書を送付するので押印し送り返すこと」と言いましたが、「すぐに返金するよう」伝えました。しかし、その後、業者とは連絡がつかなくなりました。

この事例のように、過去に同じような被害に遭っている人の弱みに付け込む「被害回復型」の手口が多数報告されています。いったん、お金を送金すれば、返金されることはまずありません。お金を振り込む前に必ず家族や身近な人に相談しましょう。

問い合わせは、甲賀市消費生活相談窓口☎電0748(65)0685へ。

### 投資用マンション購入勧誘



職場に投資用マンションを勧める電話があった。興味がないので断ったところ「なぜ電話を切るのか」と執拗(しつよう)にうにかけてくる。うまく断るにはどうしたらよいか。

(50歳代 男性)

事例のように、投資用マンションの購入を勧める悪質な電話勧誘に迷惑しているという相談が後を絶ちません。宅地建物取引業法では、勧誘行為について相

### 「迷惑」と告げ電話切る

手方を困惑させることが禁止されていますが、このような実態を踏まえ、禁止行為を具体的に明文化するなどの改正が行われました。

主な改正点は、①勧誘に先立って宅地建物取引業者の名称、勧誘する者の氏名、勧誘する目的であることを告げずに勧誘を行うことを禁止②相手方が勧誘を受けることを希望しないことを意思表示したにもかかわらず、勧誘を継続することの禁止③迷惑を覚えさせるような時間の電話または訪問による勧誘を禁止となっており、本年10月1日から施行されています。そして、このような行為を行うと行政指導などの罰則の対象になります。

迷惑な勧誘を断るための具体的な対応策としては、業者名や担当者名、勧誘の目的を告げない相手からの電話には対応する必要はなく、迷惑であることを伝えるすぐに切る▽告げられた場合でも、必要がないと思ったら「つきり」とお断りします。「必要ありません」と伝え、電話を切る▽それにもかかわらず、しつこく電話をかけてきた場合には、業者名、連絡先、住所、担当者名を聞き出し、記録を取り、免許行政庁(連絡先は国土交通省ホームページの建設者・宅建業者等企業情報検索システムで検索可)や消費生活相談窓口へ情報提供する。

名乗らない相手に誠意を尽くして話をする必要は全くありません。また、職場に迷惑がかかってはいけなからという理由で会ってしまつと、さらに執拗な勧誘を受けけることがあります。くれぐれもご注意ください。

問い合わせは、滋賀県消費生活センター＝電話0749(23)0999＝へ。

高価な美顔器の勧誘



街を歩いていると女性店員に「ネイルのモデルをしてませんか」と声を掛けられた。興味があつたのでネイルをしてもらった。とても上手で気に入ったというので、また頼みたいからと言われた連絡先を教えた。その後、一度モデルをした。今回また同じように誘われて店に行き、ネイルが仕上がりがけた時に、突然男性が来店してきた。女性店員の先輩だと紹介されたその男性は美顔器を開発している会社の営業マンで、「今度とても素晴らしい美顔器を開発し販売することになった。試してみないか」と言われた。彼女の先輩というので信用し試してみた。すると

本当に必要か検討を

と発売前価格で安くなるからと美顔器を勧められた。高いのでお金がないと断ると、分割払いを勧められ3年間のクレジット契約をした。この日、友人に会い、その話をすると、高すぎる、だまされたのではないかと言われ不安になった。解約したい。(20歳代 女性)

今回は契約した翌日の相談で、クレジット契約をしていたのでクレジット会社と販売店に対しクーリングオフ(無条件解約)の通知をして解約することができました。

今回の相談のように信用している人に勧誘されると、誘引に買わされたという感じを受けず、解約の申し入れが遅れ、解約が難しくなることがあります。その場の雰囲気には流されず、本当に必要か十分検討しましょう。

また、断つても有利な条件を示すなどして契約を急がされたら怪しいなと思ってください。心配なときは、家族、友人、お近くの消費生活センターに相談しましょう。

問い合わせは、長浜市環境保全課 電0749(65) 656711へ。



## 友人通じてマルチ商法



1カ月前、大学の友人から「就活よりも自分で起業しないか」と誘われ、投資用教材DVDを100万円で購入するよう言われた。しかし、お金の工面ができないと言ったら、「人を集めたら、集めるだけお金がもたらえる」と言われ、消費者金融へ連れて行かれた。そこでお金を借りて契約したが、よく考えるとマルチ商法ではないのだろうか。借りたいお金の返済も大変だ。どうすればいいか。

(20代 女性)

### 契約内容 十分理解して

「マルチ商法」とは「連鎖販売取引」のこと。今回の相談では、消費で、特定商取引法では、消費者金融へ連れて行った事①商品やサービスの販売 実など問題が多く見つか②特定の利益(マーシ) り、契約解除をすること(商品)を受けられること ことができました。友人から③特定負担(商品の購入等)を伴う 紹介される。断りにくいものですが、契約内容その商品の販売または契約のあつせんを行うこと、に、契約をするとはいって条件を満たすものでも危険です。

勧誘した友人が全て会費 クーリングオフ(無条件で契約解除できる)期間に入ってくれたりすることはない。法定書面を受け取った日から20日間です。はあります。まだ、しつこい勧誘を続けると友人からの信用もなくなります。

「簡単にもつかる」「借金してもすぐに取り返せる」といった甘い言葉には注意が必要です。おかしいと感じたら、すぐ「消費生活センター」へ相談されることをおすすめします。

最近の手口では、契約後に上記の②を説明する消費生活センターへ電話など法律の適用を免れよ749(23)0999へ。つとめる手口も出てきて

## クレジットカードの現金化



パチンコの打ち子の契約をし、情報提供料として30万円を請求された。「お金がない」といって「クレジットカードを持っているか」と聞かれ、「クレジットカード現金化業者を紹介する」といわれた。その日の内に現金化業者から電話がかかってくるまで、指示されるままにクレジットカードをコピーしてアクセスした。即日、現金27万円が振り込まれ、金額情報として振り込んだ。後日届いたカードの利用明細書には覚えのない店名で36万円利用したところになっていた。提供された情報に従いパチンコをしたが成果はなかった。月末に迫ったカード会社への返済ができない。

(60代 男性)

クレジットカードには商品やサービスを購入

## 消費者が罪に問われる恐れも

て後払いにする「ショッピング枠」と現金を借り入れる「キャッシング枠」があり、それぞれに限度額が決められています。

クレジットカードの現金化とは、お金の換える目的でショッピング枠を利用するもので、キャッシング枠に余裕のなくなった人が利用する傾向にあります。これはクレジットカード契約に違反する行為であり、利用停止になることもあり得ます。そうなれば、利用金額の一括返済を求められる可能性があります。

さらに、クレジットカードの現金化が不正な利用法であると知りながら利用した場合には消費者自身も罪に問われる恐れがあります。

クレジットカードの現金化を利用すると、一時的に現金を受け取ることにはなりますが、その金額より高額な支払いに追われることになり、結局は返すあてのない借金を増やします。クレジットカードの現金化は決して利用しないようにしましょう。

問い合わせは、潮南市  
総務課消費生活相談窓口  
☎0748(7)236011

## 出会い系サイトのトラブル



【事例1】出会い系サイトに登録し、2度会う約束をしたが出会えず慰謝料等を請求されている。(20代 男性)

【事例2】「副業」で検索して出会い系サイトに登録。高額所得者の悩みを聞き相談にのるだけでその人からキャッシュバックがあると言われ、メール交換のためのポイントを買った決済したがやっぱりやめた。(30代 女性)

### 証拠を保存し相談を

【事例3】ゲームサイトで知り合った芸能人のマネージャーから「芸能人が精神的に参っている」と相談にのってほしい」とメールがあり、返信したら別のサイトに誘導され課金された。(20代 女性)

事例1のようなケースは、出会いたくて必死にメールを交わしてしまひにサイト利用料が発生する仕組み(都度課金)の場合には、特に注意が必要です。

事例2のような内職情報サイト等がきっかけとなっている相談では、仕事やお礼、遺産などによる収入が得られると言われますが、手続き料等の名目で結局高額を支払つ側になってしまいます。「お金をあげる」など簡単に収入が得

られると言つ相手とはメールを交換しない方が賢明です。

事例3のように芸能関係者や悩みを抱えている人の相談にのるといふタイプは、責任感や同情心等からやめることができず、利用料が高額になってしまいます。

また、誘導されている「出会い系サイト」という意識は薄くなりま

す。このように出会い系サイトに関するトラブルは、手口が巧妙になり支払額も高額になっていきます。トラブルに遭ったと感じたら証拠となるものを保存し、すぐに「消費生活センター」にご相談ください。

お問い合わせは、滋賀県消費生活センター 電話 0749 (23) 0999 へ。

## テレビショッピング



テレビショッピングを見ていて、鍋のセットが使いやすく、後片付けも簡単で、収納にも便利だと言っているのを聞いて注文した。届いたので早速、箱を開けて持ってみると思いのほか重たかった。私は力がないので重いのはだめだと思いクリーニングオフを申し出たところ、クリーニングオフはできないと言われた。本当か。

(50代・女性)

### 事前の問い合わせが大切

テレビショッピングは重さ、使い方、使用上の通信販売にあたり、訪問販売や電話勧誘販売のよう  
に自分が購入しようと思  
っている時に突然勧めら  
れるのではなく、広告や  
カタログを見て自分の意  
思で申し込むため、無条  
件で解約を認めるク  
ーリングオフ制度は使  
えません。

テレビという特性から商品の良い特徴がひっきりなしに放映される反面、商品の使用上の注意や制限など、消費者にとってデメリットとなる点や返品に関する情報は瞬時的な表示で終わること  
が多く、消費者が十分理解しないまま申し込み後からトラブルになるケ  
ースが増えています。

申し込みの際に、実際の商品を確認することができないので、不安に思  
っている点について、た  
えば、商品の大きさや  
重さ、使い方、使用上の制限(パソコンのソフト  
などの場合動作環境)、  
返品できるかどうか(返  
品不可と書かれてある場  
合は返品できません)、  
返品に条件があるかどう  
か、返品できる場合は送  
料についていくらの負  
担になるか(家具などの  
大型品の場合、送料が思  
わぬ高額になることがあ  
ります)など問い合わせ  
ることが大事です。

また、商品到着後はす  
ぐに商品の中身が注文し  
たものと間違いがないか  
確認しておきましょう。  
不良品や注文している商  
品と違うもの(色・サイ  
ズなど)が送られてきた  
場合は、業者の責任で交  
換してもらえますので早  
めに連絡しましょう。

問い合わせは、彦根市  
消費生活相談窓口☎電  
749(30)6144  
へ。

投資めぐるトラブル



自宅にA社のパンフレットが届き、その後B社から電話があった。「A社の社債を買わないか、案内した人にして購入できない有利なもので、高値で転売できるのもつかる」と言う。その後C社から電話がかかり、「A社の社債を持っていないか、A社は今後の発展が期待できるので購入額の3倍で買い取りたい。弊社の代わりにぜひ購入して売ってほしい」と頼まれた。本当ならば購入したいが信じてもらえない。(70代・男性)

「迷演技」に惑わされないで

最近、県内でも事例のよ様に金融機関以外から勧誘を受けた社債、ファンドや未公開株など投資に関するトラブルが急増しています。手口として、「公的機関装い型」は、公的機関を装って消費者を安心させて勧誘します。「被害回復型」は、過去の被害を救済してあげると持ちかけて新たな契約をさせます。「代理購入型」は、代わりに買ってこれたら高値で買い取ると誘います。

また、「劇場型」は契約を勧める役、その契約を信用させる役、買い取る役など役割分担をした複数の業者が登場して契約させる手口です。これらの手口が複合していることもあり、とても巧妙になっています。この事例は、「代理購入型」と「劇場型」による手口で、消費者に対して事業者A、B、Cが共謀し、取引があたかも有利で確実にもうかるものであるかのように思わせる契約するように仕向けています。契約して金銭を払ってしまった後に事業者と連絡が取れなくなり、「だまされたのでは？」と気づいた時にはすでに、被害の回復が大変困難な状況になってしまっているのです。株やファンドなどは原則として金融庁の登録を受けた事業者しかできません。また、「必ずもうかる」とか「あなただけ特別」などといった勧誘はしません。そのような話があったら、話を聞かずに電話を切ってください。事業者の「迷演技」に惑わされてはいけません。簡単に利益が得られるようなものうけ話などは絶対に無いのです！十分に注意してください。問い合わせは、県総合政策部県民活動生活課 電話077(528)3415へ。

2012年1月19日 中日新聞「ハッピーライフ」欄掲載



ケータイの副業サイト

ケータイの副業サイトで「悩みを聞く相談員の仕事」を見つけた。在宅ワークで、費用はかからないとのこと。体験談を読むと、会員からの相談にアドバイスを返すだけで、かなりの収入が得られるようになった。小さな子供を抱え、働きに出られない私にとって願ってもない仕事だったので登録した。

しかし、始めてみるとさまざまな名目の費用を次々に請求され、1週間余りで200万円を超え、費用を支払わされていた。収入はゼロ。たまされたらと気づいた。返金してほしい。(30歳代・女性)

出会い系サイトに関する相談が多数寄せられています。特に最近副業サイトを装った「出会い系サイト」であることに気づかないままに登録されているというケ-

お金を取り戻すことは困難

スも見受けられますので注意が必要です。

サイトへの登録は無料。しかし、メール交換のためにポイントが必要で、はじめは無料ポイントが付いていてもすぐになくなり、新たにポイント購入が必要となります。相手から「ぜひともあなたにお礼のお金を受け取ってもらいたい」とサイトを通して連絡先交換を持ちかけられ、承諾すると手続き費用やその他の名目で数万円から数十万円を何回も、期限を切って請求されます。短時間で驚くほどの高額を支払うことになり、支払ったことになりませんが、結局お礼のお金は受け取れない。というのが典型的な手口です。

メールの相手がサクラではないかと強く疑われても証明することは難しく、お金を取り戻すことは極めて困難です。一度お金を支払ってしまったら「取り戻さなければ」「たまされたら認めたくない」との心理が働き、被害が大きくなりがちです。体験談を含めネット情報は真実であるとは限りません。くれぐれもご注意ください。

問い合わせ先は、滋賀県消費生活センター 電話 0749 (23) 0999 へ。

## 火災保険の補償



工業者が来て、雨どいが傷んでいるのを見つけて、「お宅で掛けている火災保険で修理ができる場合がある。火災保険証書を見せて」と言われて見せた。すると「この保険は雪害にも保険金が出る。申請手続きをしてあげるので、下りた保険金額を契約金額にして、雨どい修理の契約をしてほしい。タダで修理ができますよ」と言われた。「保険は見積もりどおりの金額が下りないので、水増しして見積もる」と

### 契約理解し 自ら請求を

も言っていた。このような商法は悪質商法ではないか。

(50代・女性)

火災保険等には、風水害による家屋損害も補償範囲となっている商品もあるため、これを当て込んだセールスと思われる。

中には風水害事故とはいえない自然損耗・経年劣化による「見栄えが悪く」程度の屋根や外壁を狙ったセールスもあります。

業者が保険請求の代行をすることが直ちに違法とは言えないようです。が、本来、請求は保険契約者がするものです。そもそも適正な見積もりや契約をする業者なら、出る金額が分からない保険金額を、契約金額とするはずもなく、適正な契約内容なのか見積もりをとるなどして、調べる必要もあると思われま

す。

今年特に雪が多く、屋根やカーポートなどおちこちに、被害が出ることも予想されます。

保険契約者は契約している保険の内容を理解し、必要に応じて自分で請求しましょう。分からない場合は、契約保険会社に確認しましょう。

問い合わせは、滋賀県消費生活センター 電話 0749(23)0999へ。

他にも、保険金が下り

てもその中から、多額の代行手数料を取られたり、保険金では賄えない工事になるケースもあるようです。

まして、自然損耗・経年劣化によるものは保険補償の対象にはなりませんので、場合によっては保険契約の違反とみなされます。そうすると、支払われた保険金の返還を求められ、契約していた保険契約そのものが無効になることもありえます。

ハッピーライフ

### 資格商法の二次被害



10数年前、職場に電話があり「行政書士」通信教育の契約をしたことがあるが、代金は支払ったものの、資格は取得できなかった。  
最近、職場に電話があり、「通信教育が終了していない。継続するためには新たに教材を買ってもらわないといけない。終了するなら、その手続きのための費用が必要」と言われた。勤務時間内に何度も電話がかかり困っていたところ、別の業者から「職場に電話がかかっていないか。こちらで迷惑な電話がかからない

### 最初にきっぱり断る

いよう手続きをすることができる。名簿から抹消してもらおう費用として70万円かかるが、契約しないか」と勧誘を受けた。今後電話がかからなくなるなら、この業者に依頼しようと思うが信用してよいか。  
(50代・男性)  
事例のように、過去に資格講座の契約をしたことがある人に再度勧誘して契約させるといって「資格商法の二次被害」の相談が急増しています。  
以前の契約については、代金の支払いも済んでおり、資格が取得できていないからといって、業者に以前の契約について拘束されることはありません。

それにもかかわらず、業者はしつこく電話をかけてきます。職場や周囲に迷惑がかかることに責任を感じ、根負けして新たな契約を結ばされてしまいます。  
電話による勧誘は、「特定商取引に関する法律」の規制を受けます。この法律では、勧誘を断った人への再勧誘も禁止しています。契約をする意志がないことをはっきり伝えましょう。  
また、契約をしてしまっても、契約書面を受け取ってから8日間はクーリングオフ（無条件契約解除）できます。  
しかし、後からクーリングオフすればいいからと、安易に契約してしまつことになり、さらにはしつこく電話がかかってくるケースも多く見られますので、必要のない勧誘については最初にきっぱり断ることが大切です。

会社の部下や同僚がトラブルにあっているような気配があったら、声をかけて、消費生活センターへ相談するよう勧めてください。  
問い合わせは、滋賀県消費生活センター＝電話0749(23)0999＝へ。